

契約締結時の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

_____ (以下甲という) と株式会社新生ジャパン投資 (以下乙という) は、次の通り投資顧問契約を締結しました。

第1条(目的)

甲は乙に対し有価証券、外国為替等の価値等の分析に基づく投資判断の助言を受けることを申し入れ、乙はこれを承諾しました。

第2条(運用の責任)

乙の助言に基づいて甲が投資を行った成果は、全て甲に帰属します。乙の助言は甲を拘束するものではなく、有価証券、外国為替等の売買を強制するものではありません。売買の結果、甲に損害が発生しても、乙はその賠償責任を負いません。

第3条(助言内容及び方法・報酬額と契約の有効期間)

① 助言方法 有価証券、外国為替等の価値等の分析に基づく投資判断の助言を次の会員区分に従って行います。

<A> レポート会員：契約期間中、1週間に1回以上、投資情報をインターネットのホームページ有料サイトで掲示、またはFAXで送付します。

 日経225先物・為替成功報酬会員：

契約期間中、上記Bに加え、電話・電子メール・FAX・文書・面談により随時、日経225先物およびオプションと外国為替に対する売買の助言を行うと共に、会員からの投資相談にも応じます。

<C> 成功報酬会員：契約期間中、上記A、Bに加え、電話・電子メール・FAX・文書・面談により随時、売買の助言を行うと共に会員からの投資相談にも応じます。デイトレから短期・中期・長期投資まであらゆるスタンスに合わせ投資助言させて頂くと共に中長期ポートフォリオを形成し、会員の資産形成を目指します。

<D> 高山緑星の売買指示ライブ中継会員

契約期間中、東京市場の取引時間前後および取引時間中に、国内の有価証券の買い推奨および売り推奨をライブ配信します。また週に1度、レポートをホームページに掲載いたします。

<E> 高山緑星の未来予測銘柄会員：

国内の有価証券の価値等の分析又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、お客様へ相場動向及び当社が推奨する情報をメール等の電

子媒体等の方法により公開します。

(単発契約) 1回のお取引はメール等の電子媒体等で公開した時点で終了とします。

(期間契約) 契約期間中、プランごとの当社が推奨する情報をメール等の電子媒体等の方法により公開します。

<F> 定額会員: 契約期間中、上記A、Bに加え、電話・電子メール・FAX・文書・面談により随時、売買の助言を行うと共に、会員からの投資相談にも応じます。デイトレから短期・中期・長期投資まで、会員のあらゆるスタンスに合わせ投資助言させて頂くと共に、中長期ポートフォリオを形成し、会員の資産形成を目指します。

②報酬体系(税込み表示)

<A> レポート会員 : 1ヶ月契約 21,600円
1年契約 216,000円

 日経225先物・為替成功報酬会員 : 3ヶ月契約 32,400円
成功報酬純利益の32.4%

<C-1> 成功報酬会員 : 3ヶ月契約 32,400円 成功報酬純利益の32.4%

<C-2> 成功報酬会員 : 6ヶ月契約 324,000円 成功報酬純利益の21.6%

<C-3> 成功報酬会員 : 1年契約 540,000円 成功報酬純利益の21.6%

<C-4> 成功報酬法人会員 : 報酬体系は個別対応

<D> 高山緑星の売買指示ライブ中継会員 : 1ヶ月契約 54,000円
3ヶ月契約 162,000円
6ヶ月契約 324,000円

<E> 高山緑星の未来予測銘柄会員:

・ホットストックコース(単発契約)

提供銘柄の目標株価期待値が 30%~50%のものが該当します。

30% 25,000円

40% 30,000円

50% 45,000円

・スペシャルホットストックコース(単発契約)

提供銘柄の目標株価期待値が 60%~80%以上のものが該当します。

60% 50,000円

70% 65,000円
80%以上 95,000円

・ストラテジーストックコース(期間契約)

1ヵ月プラン(月間6銘柄以上提供) 15万円
3ヵ月プラン(月間18銘柄以上提供) 39万円
6ヵ月プラン(月間36銘柄以上提供) 69万円

<F>定額会員: 1年契約 216万円

契約内容

① 会員種目は < > _____

② 入会費は _____ 円です。

③ 契約の有効期間

平成____年____月____日から平成____年____月____日までとします。

支払い額が満額に満たない場合は、日割り計算で算出した日を契約期限とし、それ以降のサービスは行いません。

第4条(報酬等の支払い時期・方法)

入会費は、本契約時にお支払い頂きます。

第5条(業務担当者)

① 分析者・投資判断者：前池英樹 大浦正年 永田幸一

② 助言者 : _____

第6条(会員種目の変更)

契約期間中に会員種目を変更する場合は、残存日数を日割り計算した会費分を新たな会費に繰り入れます。

第7条(成功報酬会員について)

① 乙の助言に基づいた有価証券の売買についてのみ対象とします。

② 成功報酬は、乙の助言に基づいた有価証券の売買差益から売買手数料、有価証券取引税、源泉所得税、消費税分等を差し引いた純利益に上記第3条の②で定める成功報酬率を乗じ、計算の結果1,000円未満は切り捨てたものとします。

- ③ 乙の助言による有価証券の売買で損失が発生した場合は、次回以降の助言による純利益で相殺します。
- ④ 乙は売買の際に、銘柄、価格、数量を甲とその都度確認し、原則として売買報告書を送付して頂きますが、送付がない場合は、電話で確認します。
- ⑤ 乙が助言した時点と実際に甲が売買した時点で売買価格や数量に誤差が生じた場合は、甲の申し出を優先します。
- ⑥ 契約期間満了時または解約時に乙の助言による有価証券の保有分がある場合は、期間満了時または解約日の寄付値を算定基準とします（契約を継続する場合を除く）。

第8条(秘密保持の義務)

- ① 乙は、本契約に基づいて知り得た甲の資産内容及び管理状況並びにその他の個人情報を第三者に漏洩してはなりません。
- ② 甲は、乙による助言内容を第三者に漏洩、または第三者と共同で利用してはなりません。

第9条(顧客の債権の優先弁済権)

甲は、本契約により生じた甲の債権に関し、乙が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

第10条(損失補填・利回り保証等の禁止)

いかなる場合も、乙は甲に対し損失補填や利益供与を行いません。

第11条(クーリング・オフ期間内の契約解除)

- ① 甲は、本契約書を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で本契約を解除することができます。
- ② 契約の解除日は、甲がその書面を発送した日となります。
- ③ 契約解除に伴う報酬の清算は次のとおり。
 - a) 期間契約について
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額を頂きます。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:日割り計算した報酬額(契約期間に対応する 報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ)を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがある時は、これらの金額を差し引いた残額をお返しします。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。また、成功報酬会員の成功報酬は頂きません。
 - b) 単発契約について
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問契約締結のために通常

要する費用(封筒代、通信費等)相当額を頂きます。

- ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:金融商品取引業等に関する内閣府令第百十五条1項二号より、投資顧問報酬は助言の回数に応じて算定することとされており、単発契約は、助言を1回行う契約であることから、1回の助言を行っている場合は投資顧問報酬の全額をいただくこととなりますので、前払いいただいた金額は返金いたしません。

第12条(クーリング・オフ期間経過後の契約解除)

甲は、クーリング・オフ期間経過後も、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。ただし、契約期間が1ヶ月以内の場合、クーリング・オフ期間経過後は契約解除できません。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂きます。報酬の前払いがある時は、これらの金額を差し引いた残額をお返しします。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

第13条(契約外事項の協議)

本契約に定めのない事項または本契約に定めた事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

第14条(合意管轄)

本契約に基づく訴訟の管轄は、乙の所在地を管轄する裁判所とします。

第15条(乙への連絡方法)

電話番号03-5623-2312または e-mailアドレスinfo@j-trader.co.jp
にご連絡下さい。

—ご注意—

禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと。

○有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引。

○有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理。

○次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理。

・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引。

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引。

○店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理。

②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。

③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

本契約の証として契約書2通を作成し、甲乙は各1通を保有するものとします。

契約年月日 平成____年____月____日

(甲) 住所

氏名

(乙) 登録番号 関東財務局長（金商）796号

一般社団法人 日本投資顧問業協会会員番号012-02541

住所 〒103-0014東京都中央区日本橋蛸殻町1-26-2 石井ビル4F

商号 株式会社 新生ジャパン投資

TEL：03-5623-2312 FAX：03-5623-2313

代表者 代表取締役社長 前池英樹